



佐賀県公報

平成20年
3月31日
(月曜日)
号 外

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則(一〇・くらし環境本部)	三
◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	三
◎消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則(一二・くらしの安全安心課)	四
◎佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則	四
◎佐賀県立日の限寮管理規則を廃止する規則	四
◎佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則	四
◎児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	五
◎佐賀県立希望の家管理規則及び佐賀県立九千部学園管理規則の一部を改正する規則	五
◎佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則	六
◎身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	八
◎佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則	一〇
◎佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	一三
◎薬事法施行細則の一部を改正する規則	一四

公布された規則のあらまし

- ◎佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則(規則第一〇号)
 - 1 佐賀県環境センターの大気課と水質課を統合し、大気・水質課を置くこととした。(第二条関係)
 - 2 大気・水質課の分掌事務を定めることとした。(第三条関係)
 - 3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一一号)
 - 1 構造改革特別区域法及び佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第七条、第九条、様式第一号、様式第二号及び様式第四号関係)
 - 2 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- ◎消費生活協同組合法の一部改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第一条及び第四条関係)
 - 1 消費生活協同組合法の一部改正に伴い、引用条項を改めることとした。
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。
 - 3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- ◎佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第一三号)
 - 1 各保健福祉事務所の福祉支援課並びに各保健福祉事務所(佐賀中部保健福祉社事務所を除く。)の健康推進課及び佐賀中部保健福祉事務所健康推進第二課の分掌事務を見直すこととした。(第三条関係)
 - 2 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- ◎佐賀県立日の限寮管理規則を廃止する規則(規則第一四号)
 - 1 佐賀県立日の限寮管理規則は、廃止することとした。

2 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則（規則第一五号）

1 児童虐待の防止等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第七条関係）

2 法第九条の二第一項、第九条の三第一項及び第二項並びに第十一条第三項及び第四項に定める事務を、中央児童相談所長に委任することとした。（第七条関係）

3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則（規則第二六号）

1 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第七条及び様式第六号関係）

2 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立希望の家管理規則及び佐賀県立九千部学園管理規則の一部を改正する規則（規則第一七号）

1 佐賀県立希望の家管理規則の一部改正（第一条関係）

(1) 指導課及び療護課の分掌事務を見直すとともに、それぞれの課の名称を自立支援課及び生活支援課に改めることとした。

(2) 指定障害者支援施設への移行等に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 佐賀県立九千部学園管理規則の一部改正（第二条関係）

(1) 指導課の分掌事務を見直すとともに、同課の名称を自立支援課に改めることとした。

(2) 指定障害者支援施設への移行等に伴い、所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則（規則第一八号）

1 職制を見直し、総合福祉センターの課に係長を置くことができることとした。（第五条関係）

2 係長は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を処理することとした。（第六条関係）

3 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。（第二五条及び様式第三号関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第一九号）

1 身体障害者手帳の申請に添付する身体障害者診断書・意見書の様式について、所要の改正を行うこととした。（様式第六号関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則（規則第二〇号）

1 学院長は、総合看護学院の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うこと等とした。（第六条関係）

2 学院長の専決事項に授業料の減免に関するものを加えることとした。（第八条関係）

3 第一看護学科の名称を看護学科に改めることとした。（第九条、第二二条、

第一三条、第一五条及び別表第三関係）

4 学校教育法の一部改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第一五条関係）

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。ただし、4は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二一号）

1 研修資金の貸与の対象者に臨床研修を受けている者が加わることに伴い、

所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○薬事法施行細則の一部を改正する規則 (規則第二二号)

1 薬事法の一部改正に伴い、登録販売者試験及び販売従事登録証の返納に係る様式を定めることとした。(第一二条、第一三条、様式第九号及び様式第一〇号関係)

2 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十号

佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県環境センター管理規則(昭和四十九年佐賀県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中 「大気課 水質課」 を「大気・水質課」に改める。

第三条の大気課の分掌事務の各号中「及び悪臭」を「水質汚濁等」に改め、同課の課名を「大気・水質課」に改め、同条の水質課の分掌事務及び同課の課名を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例施行規則(平成十八年佐賀県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

様式第一号中

2歳児	()	計
()	()	()

を

2歳児		計

に

改め、同様式の注を削る。

様式第二号中

2歳児	()	計
()	()	()

を

2歳児		計

に

改め、同様式の注を削る。

様式第四号中

2歳児	()	()
計	()	()

を

2歳児		
計		

に

改め、同様式の注を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十二号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則(昭和二十七年佐賀県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第四十三号第一項第四号、第五号又は第八号」を「第四十条第一項第四号、第五号又は第七号」に改める。

第四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「事務所の」の下に「所在地に」を加え、同項第六号中「通常総会」の下に「又は総代会」を加え、同項第八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に、「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同項第十号中「第三十五条第二項又は同法第四十一条第一項」を「第三十三条第一項又は第三十五条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十三号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則(平成十八年佐賀県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

二十二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条に規定する支援給付に関すること。

第三条第五項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県立日の限寮管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十四号

佐賀県立日の限寮管理規則を廃止する規則

佐賀県立日の限寮管理規則(昭和三十八年佐賀県規則第三十四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十五号

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則(昭和五十八年佐賀県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第十三号中「第九条第二項」を「第八条の二第二項及び第三項」に改め、同項第十四号中「第十一条第二項」を「第九条第一項」に改め、同項に次の三号を加える。

十五 児童虐待防止法第九条の二第一項に定める事務

十六 児童虐待防止法第九条の三第一項及び第二項に定める事務

十七 児童虐待防止法第十一条第三項及び第四項に定める事務

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十六号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則(平成十年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第七条第二項中「第九条第一項」を「第八条の二第二項、第九条第一項、第九条の二第一項及び第九条の六第一項」に改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号(第7条関係)

証 票

第 号 年 月 日 交付
所 属
職 名
氏 名

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6第1項に規定する

児童委員

であることを証明する。

児童の福祉に関する事務に従事する職員

佐賀県知事



附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県立希望の家管理規則及び佐賀県立九千部学園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十七号

佐賀県立希望の家管理規則及び佐賀県立九千部学園管理規則の一部を改正する規則

(佐賀県立希望の家管理規則の一部改正)

第一条 佐賀県立希望の家管理規則(昭和四十八年佐賀県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第四条」に改める。

第二条中 「指導課」を「自立支援課」に改める。
「療護課」を「生活支援課」に改める。

第四条の管理課の分掌事務の第五号中「入所者」を「利用者」に改め、同条の指導課の分掌事務及び課名並びに療護課の分掌事務及び課名を次のように改める。

自立支援課

次に掲げる事務で、自立訓練(機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型及び施設入所支援に係るものに関すること。

- 一 利用者の機能回復訓練に関すること。
- 二 利用者の就労支援に関すること。
- 三 利用者の地域生活支援に関すること。
- 四 利用者の就労継続支援に関すること。
- 五 利用者の日常生活支援に関すること。

六 利用者の施設入所支援に関すること。

生活支援課

次に掲げる事務で、生活介護及び施設入所支援に係るものに関すること。

- 一 利用者の介護その他日常生活上の支援に関すること。
- 二 利用者の創作的及び社会的活動に関すること。
- 三 利用者の施設入所支援に関すること。

第九条の見出しを「(利用定員)」に改め、同条中「入所定員」を「利用定員」に、「百三十人」を「百人」に改める。

第十条の見出しを「(利用者)」に改め、同条中「に入所」を「を利用」に、「入所」を「利用」に改める。

第十一条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条中「附則第二十一条第一項」を「第二十九条第一項」に、「指定旧法施設支援」を「指定障害福祉サービス」に、「に入所」を「を利用」に、「第二十条第五項」を「第二十二条第五項」に改める。

第十二条第五号中「指定旧法支援施設」を「指定障害福祉サービス」に、「入所者」を「利用者」に改める。

様式中「入所申込書」を「利用申込書」と、「指定旧法施設支援」を「指定障害福祉サービス」と

入所希望者	住 所	(電話番号)
	ふりがな氏名	
入所希望日	生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)
		性 別 男・女

を

住所 (電話番号)	利用希望者		
	ふりがな 氏名	年 月 日 (歳)	性 別 男・女
利用希望日	受けようとする 指定障害福祉 サービスの内容		
	自立訓練(機能訓練) 就労継続支援(B型) 施設入所支援	就労移行支援 生活介護	

改める。

(佐賀県立九千部学園管理規則の一部改正)

第二条 佐賀県立九千部学園管理規則(昭和五十五年佐賀県規則第二十九号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第四条」に改める。

第二条中「指導課」を「自立支援課」に改める。

第三条の総務課の分掌事務の第六号中「指導課」を「自立支援課」に改め、

同条の指導課の分掌事務及び課名を次のように改める。

自立支援課

次に掲げる事務で、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援及び施設入所

支援に係るものに関する事。

- 一 利用者の生活支援に関する事。
 - 二 利用者の職業指導に関する事。
 - 三 利用者の就労支援に関する事。
 - 四 利用者の施設外支援に関する事。
 - 五 利用者の保健衛生に関する事。
 - 六 利用者の教養及び娯楽に関する事。
- 第八条の見出しを「(利用定員)」に改め、同条中「入園定員」を「利用定

員」に、「七十人」を「六十九人」に改める。

第九条の見出しを「(利用者)」に改め、同条中「(入園)」を「(利用)」に、「入園」を「利用」に改める。

第十条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条中「附則第二十一条第一項」を「第二十九条第一項」に、「指定旧法支援施設」を「指定障害福祉サービス」に、「(入所)」を「(利用)」に、「入園申込書」を「利用申込書」に改める。

第十一条第五号中「指定旧法施設支援」を「指定障害福祉サービス」に、「入園者」を「利用者」に改める。

第十二条(見出しを含む。)中「入園者台帳」を「利用者台帳」に改める。様式第一号中「入園申込書」を「利用申込書」と、「指定旧法施設支援」を「指定障害福祉サービス」とに

住所 (電話番号)	入園希望者		
	ふりがな 氏名	年 月 日 (歳)	性 別 男・女
入園希望日			

住所 (電話番号)	利用希望者		
	ふりがな 氏名	年 月 日 (歳)	性 別 男・女
利用希望日	受けようとする 指定障害福祉 サービスの内容		
	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	

サービスの内容 施設入所支援

改める。

様式第二号中「入園者台帳」を「利用者台帳」に、

入園	退園
----	----

を

利用開始	利用終了
------	------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十八号

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和五十八年佐賀県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の総務課の分掌事務の第七号中「条例」を「使用料条例」に改める。

第六条第六項中「前項第四項」を「前条第四項」に改める。

第十二条中「条例第二條第三項」を「使用料条例第二條第二項」に改める。

第二十条中「条例」を「設置条例」に改める。

第二十二條中「条例」を「設置条例」に改める。

第二十八條を第二十九條とし、第二十五條から第二十七條までを一條ずつ繰り下げ、第二十四條の次に次の一條を加える。

(利用料金の承認申請)

第二十五条 指定管理者は、設置条例第四条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式第三号)を知事に提出しなければならない。

様式第二号の次に次の様式を加える。

様式第3号(第25条関係)

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地

名 称

代表者

印

佐賀県総合福祉センター設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 体育館の維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 実施予定年月日

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十九号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年佐賀県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十七条の三第一項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は法第十八条第三項」を「第十八条第二項」に、「（平成十七年条例第七十七号）」を「（平成十七年佐賀県条例第七十七号）」に改める。

第十一条第二項を削る。

第十二条第二項中「第七条第二項」の下に「及び第八条第二項」を加える。

第十三条から第十六条までを次のように改める。

第十三条から第十六条まで 削除

第十七条の次に次の一条を加える。

（補則）

第十八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号(第9条関係)

身体障害者診断書・意見書(障害用)

総括表

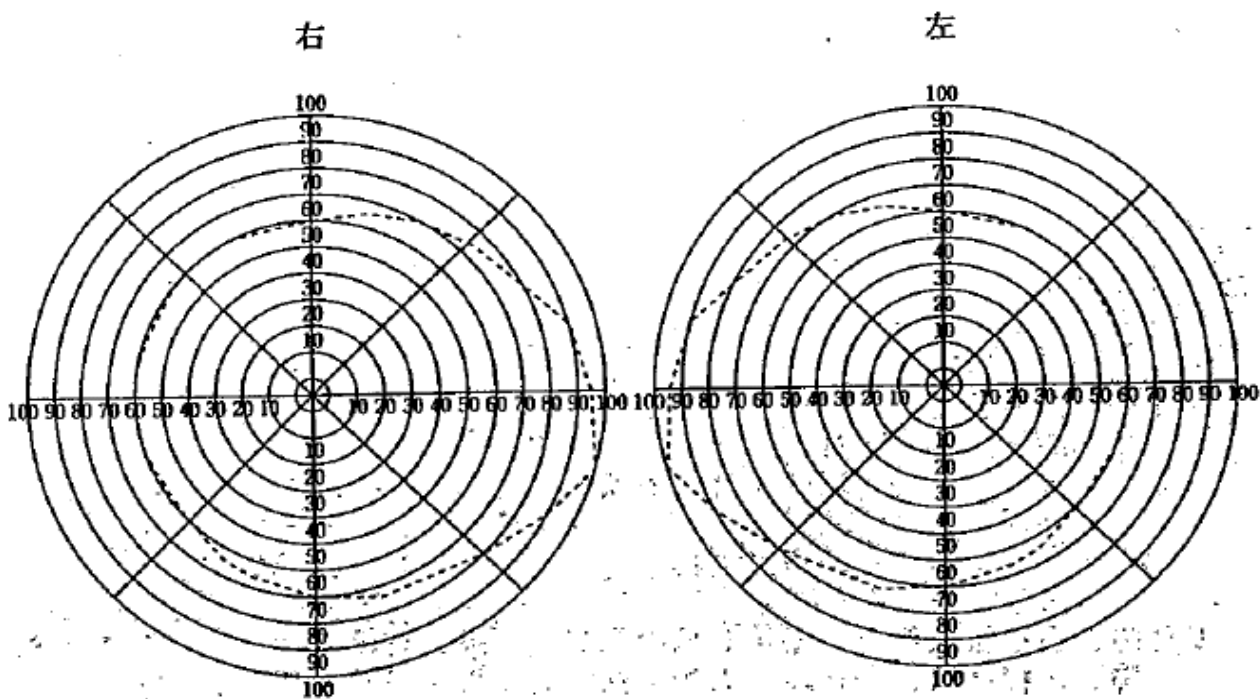
氏名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生()歳	男・女
住所			
① 障害名(部位を明記)			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、 戦災、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日		年 月 日・場所	
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)			
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日			
⑤ 総合所見			
〔 将来再認定 要・不要 〕 (再認定の時期 年 月)			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
年 月 日			
病院又は診療所の名称			
所 在 地			
診療担当科名 科 医師氏名 ㊟			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない			
注意 1 障害名には、現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、佐賀県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。			

視覚障害の状況及び所見

1 視力

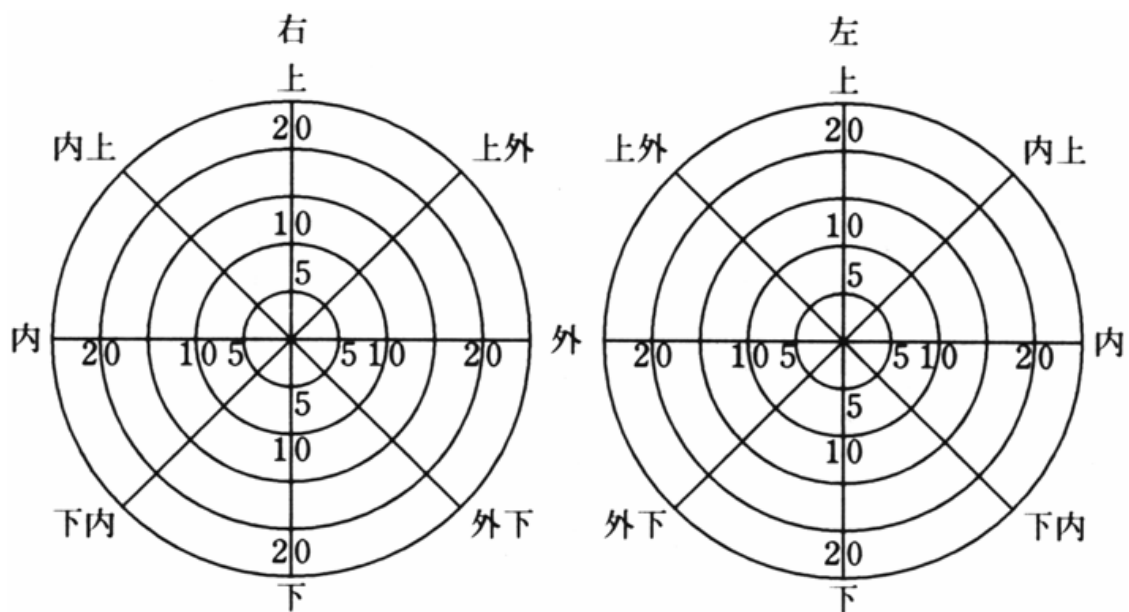
	裸眼	矯正
右	(× DCyl	DAx)
左	(× DCyl	DAx)

2 視野



視野障害の計測は、点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

3 中心視野



右

上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計①	視能率②	損失率③
度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (①÷560×100)	% (100-②)

左

上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計④	視能率⑤	損失率⑥
度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (④÷560×100)	% (100-⑤)

$$\frac{(\text{③と⑥のうち大きい方}) + (\text{③と⑥のうち小さい方}) \times 3}{4}$$

両眼の損失率

%

4 現 症

	右	左
外 眼		
中間透光体		
眼 底		

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見

【はじめに】《認定要領参照のこと》

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない。)

- 聴 覚 障 害 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そ しゃ く 機 能 障 害 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記載する)

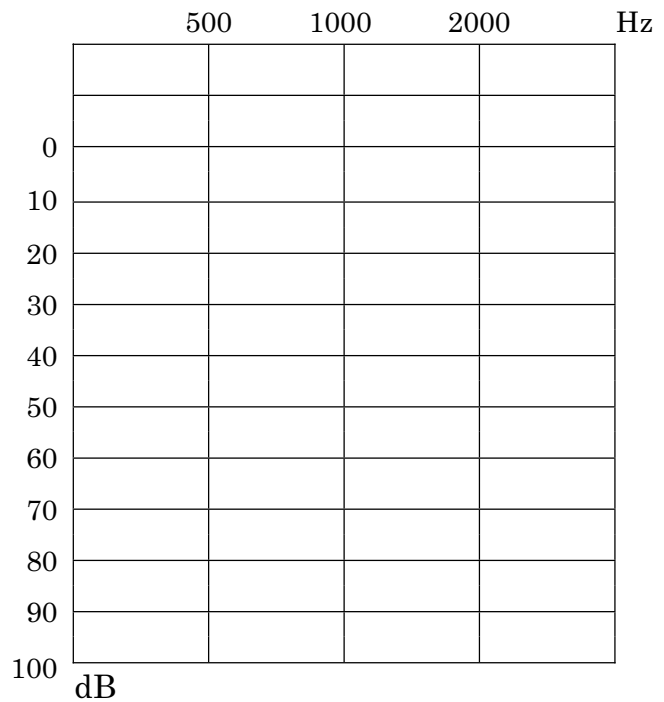
右	dB
左	dB

ア 純音による検査

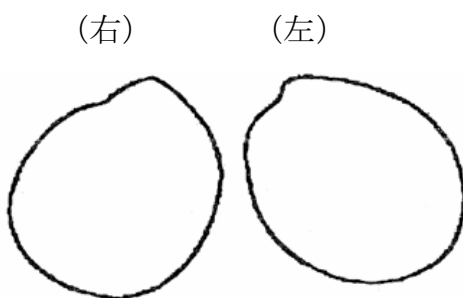
オージオメータの型式 _____

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴



(3) 鼓膜の状態



イ 語音による検査

右	%
左	%

語音明瞭度

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・嚥下機能の障害
→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

①そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養が摂取できないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取できる方法に著しい制限がある。

その他

()

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

<参考>各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

- 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

()

イ 嚥下状態の観察と検査

《参考1》各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と咽頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

《参考2》摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
- ・ 誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査 ()
- 内視鏡検査 ()
- その他 ()

- 所見(上記の枠内の《参考1》と《参考2》の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること)

()

②咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

()

b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

()

イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

()

(2) その他(今後の見込み等)

()

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。)

- ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び抹消神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

- ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

〔記入上の注意〕

(1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格(新規格)によるオーディオメータで測定すること。

dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2

において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。

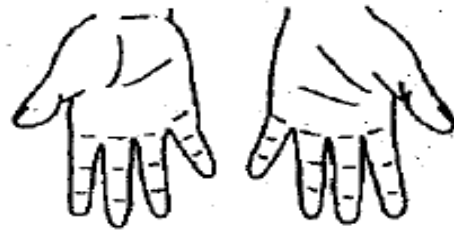
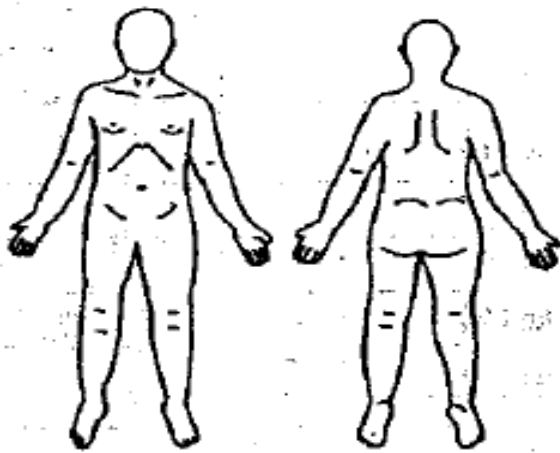
(3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等がどちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見 (該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入。)

- 1 感覚障害(下記図示) : なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害(下記図示) : なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起因部位 : 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害 : なし・あり
- 5 形態異常 : なし・あり

参 考 図 示



右 左

右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 Kg	

×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害
関係ない部分は記入不要

動作・活動 自立-○ 半介助-△ 全介助又は不能-× () の中のものを使う時はそれに○

寝返りをする	シャツを着て脱ぐ	
あしを投げ出して座る	ズボンをはいて脱ぐ(自助具)	
椅子に腰かける	ブラッシで歯を磨く(自助具)	
立つ(手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具)	顔を洗いタオルで拭く	
家の中の移動(壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子)	タオルを絞る	
洋式便器にすわる	背中を洗う	
排泄の後始末をする	二階まで階段を上って下りる(手すり、杖、松葉杖)	
(箸で) 食事をする(スプーン、自助具)	屋外を移動する(家の周辺程度)(杖・松葉杖、車椅子)	
コップで水を飲む	公共の乗り物を利用する	

注 身体障害者福祉法の等級は機能障害 (impairment) のレベルで認定されますので () の中に ○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

計測法:

- 上肢長: 肩峰→橈骨茎状突起 前腕周径: 最大周径
- 下肢長: 上前腸骨棘→(脛骨)内果 大腿周径: 膝蓋骨上縁上10cmの周径(小児等の場合は別記)
- 上腕周径: 最大周径 下腿周径: 最大周径

関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT) (この表は必要な部分を記入)

筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()
↓ () 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	↓ 後屈 ()	↓ () 左屈	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
() 前屈		↓ 体幹	↓ () 右屈	
右	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	() 左屈	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左
() 屈曲		() 伸展	() 伸展	() 屈曲
() 外転		() 内転	() 内転	() 外転
() 外旋		() 内旋	() 内旋	() 外旋
() 屈曲		() 肘	() 伸展	() 屈曲
() 回外		前腕	() 回内	() 回外
() 掌屈		() 手	() 背屈	() 掌屈
() 屈曲		中指	() 伸展	() 屈曲
() 屈曲		示指	() 伸展	() 屈曲
() 屈曲		中環	() 伸展	() 屈曲
() 屈曲		小環	() 伸展	() 屈曲
() 屈曲		近位指節	() 伸展	() 屈曲
() 屈曲		(PIP)	() 伸展	() 屈曲
() 屈曲		(PIP)	() 伸展	() 屈曲
() 屈曲		(PIP)	() 伸展	() 屈曲
() 屈曲		(PIP)	() 伸展	() 屈曲
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		() 伸展	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	() 屈曲
() 外転		() 内転	() 内転	() 外転
() 外旋		() 内旋	() 内旋	() 外旋
() 屈曲		() 膝	() 伸展	() 屈曲
() 底屈		背屈 () 足	() 背屈	() 底屈

備考

注:

- 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、 $\leftarrow \rightarrow$ のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〰)を引く。
- 4 筋力については、表()内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失又は著減(筋力0、1、2該当)
△印は、筋力半減(筋力3該当)
○印は、筋力正常又はやや減(筋力4、5該当)

- 5 (PIP)の項母指は(IP)関節を示す。
- 6 DIP その他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
- 7 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示
 (×)伸展  屈曲(△)

脳原性運動機能障害用

(該当するものを○で囲むこと。)

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

<ひも結びテスト結果>

1 度目の1分間 _____ 本

2 度目の1分間 _____ 本

3 度目の1分間 _____ 本

4 度目の1分間 _____ 本

5 度目の1分間 _____ 本

計 _____ 本

イ 一上肢機能障害

<5動作の能力テスト結果>

a 封筒をはさみで切る時に固定する。 (・可能 ・不可能)

b 財布からコインを出す。 (・可能 ・不可能)

c 傘をさす。 (・可能 ・不可能)

d 健側の爪を切る。 (・可能 ・不可能)

e 健側のそで口のボタンを留める。 (・可能 ・不可能)

2 移動機能障害

<下肢・体幹機能評価結果>

a つたい歩きをする。 (・可能 ・不可能)

b 支持なしで立位を保持し、その後
10m 歩行する。 (・可能 ・不可能)c 椅子から立ち上がり 10m 歩行し、
再び椅子に座る。 (・可能 ・不可能)

d 50cm 幅の範囲内を直線歩行する。 (・可能 ・不可能)

e 足を開き、しゃがみこんで再び立
ち上がる。 (・可能 ・不可能)

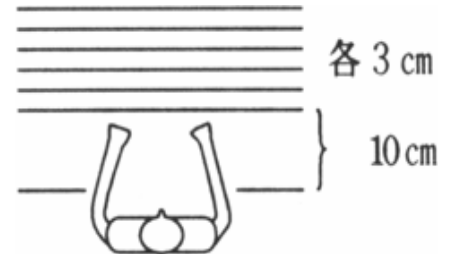
(注) この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア ひも結びテスト

事務用とじひも(おおむね 43cm 規格のもの)を使用する。

- ① とじひもを机の上、被験者前方に図のごとく置き並べる。
- ② 被験者は手前のひもから順にひもの両端をつまんで、軽くひと結びする。



注 ・上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。

・手を机の上に浮かして結ぶこと。

- ③ 結び目の位置は問わない。
- ④ ひもが落ちたり、位置から外されたときには検査担当が戻す。
- ⑤ ひもは検査担当が随時補充する。
- ⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。

イ 5動作の能力テスト

- a 封筒をはさみで切る時に固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。患手を健手で持って封筒の上に乗せてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。

- b 財布からコインを出す。

財布を患手で持ち、空中に支え(テーブル面上ではなく)、健手でコインを出す。ジッパーを開けて閉めることを含む。

- c 傘をさす。

開いている傘を空中で支え、10秒間以上まっすぐ支えている。立位でなく坐位のままでよい。肩に担いではいけない。

- d 健側の爪を切る。

大きめの爪切り(約10cm)で特別の細工のないものを患手で持って行う。

- e 健側のそで口のボタンを留める。

のりのきいていないワイシャツを健肢のそででだけ通し、患手でそで口のボタンをかける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。

心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)

(該当するものを○で囲むこと。)

1 臨床所見

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ア 動悸 (有・無) | キ 浮腫 (有・無) |
| イ 息切れ (有・無) | ク 心拍数 |
| ウ 呼吸困難 (有・無) | ケ 脈拍数 |
| エ 胸痛 (有・無) | コ 血圧 (最大 ・最小) |
| オ 血痰 (有・無) | サ 心音 |
| カ チアノーゼ (有・無) | シ その他の臨床所見 |
- ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等

2 胸部X線所見(年 月 日)



心胸比

3 心電図所見(年 月 日)

- | | |
|---|-------------------|
| ア 陳旧性心筋梗塞 | (有・無) |
| イ 心室負荷像 | (有<右室、左室、両室>・無) |
| ウ 心房負荷像 | (有<右房、左房、両房>・無) |
| エ 脚ブロック | (有・無) |
| オ 完全房室ブロック | (有・無) |
| カ 不完全房室ブロック | (有第 度・無) |
| キ 心房細動(粗動) | (有・無) |
| ク 期外収縮 | (有・無) |
| ケ ST の低下 | (有 mV・無) |
| コ 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導(ただし V ₁ を除く。)のいずれかのTの逆転 | (有・無) |
| サ 運動負荷心電図における ST の 0.1mV 以上の低下 | (有・無) |

シ その他の心電図所見

ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見(発作年月日記載)

4 活動能力の程度

ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しくは制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの

イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返す、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの

ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの

エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの

オ 安静時若しくは自己周辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

5 人工ペースメーカー (有・無)

人工弁移植、弁置換 (有・無)

心臓の機能障害の状況及び所見(18歳未満用)

(該当するものを○で囲むこと。)

1 臨床所見

- | | | | |
|-------------|-------|---------|-------|
| ア 著しい発育障害 | (有・無) | オ チアノーゼ | (有・無) |
| イ 心音・心雑音の異常 | (有・無) | カ 肝腫大 | (有・無) |
| ウ 多呼吸又は呼吸困難 | (有・無) | キ 浮腫 | (有・無) |
| エ 運動制限 | (有・無) | | |

2 検査所見

(1) 胸部X線所見(年 月 日)



心 胸 比

- | | |
|---------------|-------|
| ア 心胸比 0.56 以上 | (有・無) |
| イ 肺血流量増又は減 | (有・無) |
| ウ 肺静脈うっ血像 | (有・無) |

(2) 心電図所見

- | | |
|----------|-----------------|
| ア 心室負荷像 | [有(右室、左室、両室)・無] |
| イ 心房負荷像 | [有(右房、左房、両房)・無] |
| ウ 病的な不整脈 | [種類] (有・無) |
| エ 心筋障害像 | [所見] (有・無) |

(3) 心エコー図、冠動脈造影所見(年 月 日)

- | | |
|--------------|-------|
| ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 | (有・無) |
| イ 冠動脈瘤又は拡張 | (有・無) |
| ウ その他 | |

3 養護の区分

- (1) 6か月～1年ごとの観察
- (2) 1か月～3か月ごとの観察
- (3) 症状に応じて要医療
- (4) 継続的要医療
- (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの

じん臓の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

1 じん機能

- ア 内因性クレアチンクリアランス値 (ml/分)測定不能
 イ 血清クレアチニン濃度 (mg/dl)
 ウ 血清尿素窒素濃度 (mg/dl)
 エ 24時間尿量 (ml/日)
 オ 尿所見 ()

2 その他参考となる検査所見

(胸部 X 線写真、眼底所見、心電図等)

3 臨床症状(該当する項目が有の場合は、それを裏づける所見を右の [] 内に記入すること。)

- ア じん不全に基づく末梢神経症 (有・無) []
 イ じん不全に基づく消化器症状 (有・無) [食思不振、悪心、嘔吐、下痢]
 ウ 水分電解質異常 (有・無)

Na	mEq/l、	K	mEq/l
Ca	mEq/l、	P	mg/dl
浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うっ血、 その他()			
- エ じん不全に基づく精神異常 (有・無) []
 オ エックス線写真所見上における (有・無) [高度、中等度、軽度]
 骨異栄養症
 カ じん性貧血 (有・無) Hb g/dl、 Ht %
 赤血球数 $\times 10^4 / \text{mm}^3$
 キ 代謝性アシドーシス (有・無) [HCO₃ mEq/l]
 ク 重篤な高血圧症 (有・無) 最大血圧/最小血圧
 mmHg
 ケ じん不全に直接関連する (有・無) []
 その他の症状

4 現在までの治療内容

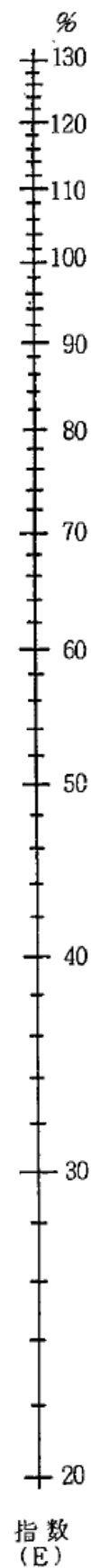
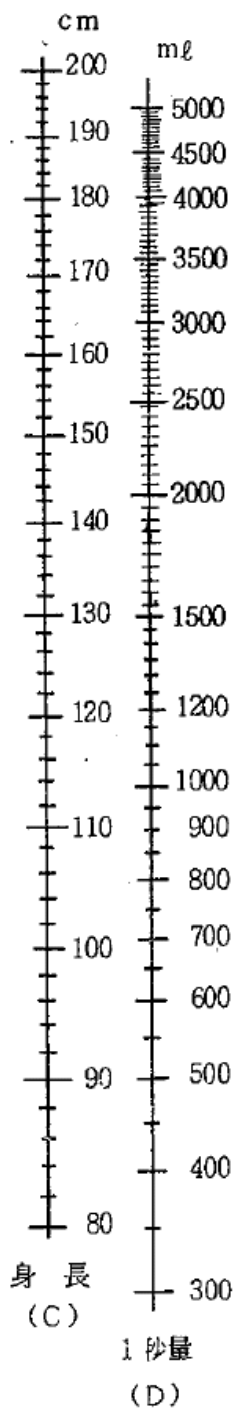
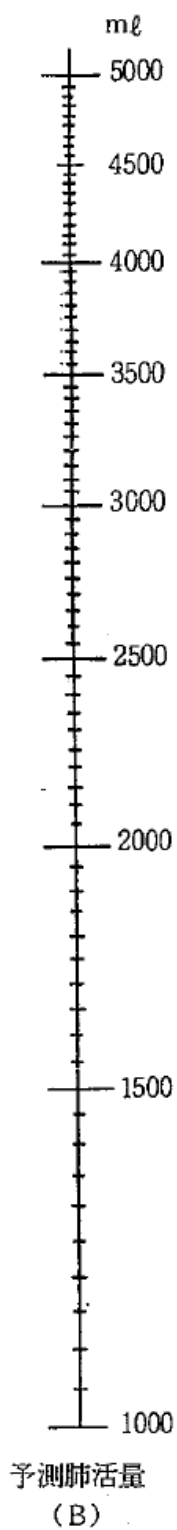
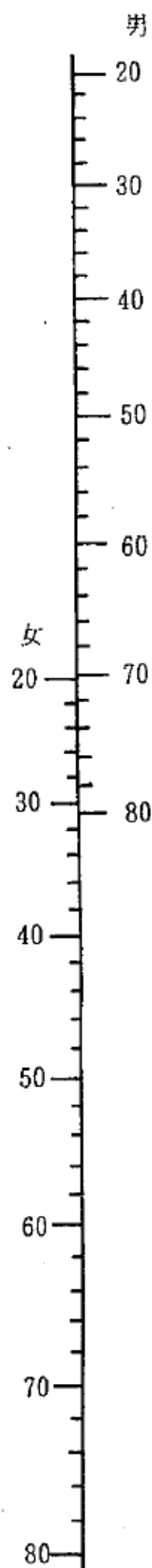
[慢性透析療法の実施の有無(回数 /週、期間)等]

5 日常生活の制限による分類

- ア 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることのないもの
 イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの
 ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの
 エ 自己の身の周りの日常生活活動を著しく制限されるもの

ノモグラムの使い方

- 1 (A)と(C)から、(B)上に Baldwin の予測式による予測肺活量が得られる。(B)と(D)とから(E)上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。
- 2 (D)を1秒量の代わりに実測肺活量とすれば、(B)と(D)とから(E)上にパーセント肺活量が得られる。
- 3 (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)とから(E)上に通常の1秒率が得られる。



ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

〔記入上の注意〕

- ・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・1～3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□にレを入れ、必要事項を記述すること。
- ・障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限る。

1 ぼうこう機能障害

□ 尿路変向(更)のストマ

(1) 種類・術式

(2) ストマにおける排尿処理の状態

- ① 種類
- 腎瘻 腎盂瘻
 - 尿管瘻 ぼうこう瘻
 - 回腸(結腸)導管
 - その他 [_____]

○長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

○有
(理由)

② 術式：[_____]

- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)
- ストマの変形
- 不適切な造設箇所

③ 手術日：[_____ 年 _____ 月 _____ 日]

□ 無



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

□ 高度の排尿機能障害

(1) 原因

(2) 排尿機能障害の状態・対応

- 神経障害
 - 先天性：[_____]
(例：二分脊椎 等)
 - 直腸の手術
 - ・術式：[_____]
 - ・手術日：[_____ 年 _____ 月 _____ 日]

- カテーテルの常時留置
- 自己導尿の常時施行
- 完全尿失禁
- その他

□ 自然排尿型代用ぼうこう

- ・術式：[_____]
- ・手術日：[_____ 年 _____ 月 _____ 日]

2 直腸機能障害

腸管のストマ

(1) 種類・術式

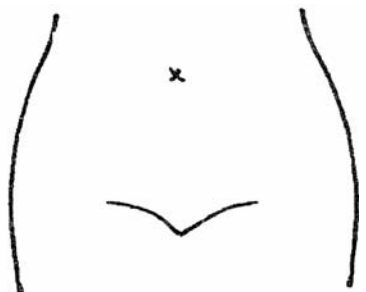
(2) ストマにおける排便処理の状態

- ① 種類
 - 空腸・回腸ストマ
 - 上行・横行結腸ストマ
 - 下行・S状結腸ストマ
 - その他 [_____]
- ② 術式 : [_____]
- ③ 手術日 : [____ 年 ____ 月 ____ 日]

○長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

- 有 (理由)
 - 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)
 - ストマの変形
 - 不適切な造設箇所

無



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

治癒困難な腸瘻

(1) 原因

(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態

- ① 放射線障害
 - 疾患名 : [_____]
- ② その他
 - 疾患名 : [_____]

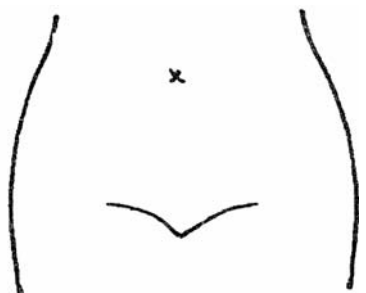
- 大部分
- 一部分

(2) 瘻孔の数 : [_____ 個]

(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態

軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある (部位、大きさについて図示)

その他 [_____]



(腸瘻及びびらんの部位等を図示)

高度の排便機能障害

(1)原因

先天性疾患に起因する神経障害

[_____]

(例：二分脊椎 等)

その他

先天性鎖肛に対する肛門形成術

手術日：[____年 ____月 ____日]

小腸肛門吻合術

手術日：[____年 ____月 ____日]

(2) 排便機能障害の状態・対応

完全便失禁

軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある

週に2回以上の定期的な用手摘便が必要

その他

3 障害程度の等級

(1級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの
- 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの
- 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

(3級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの
- 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- 高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

(4級に該当する障害)

- 腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの
- 治癒困難な腸瘻があるもの
- 高度の排尿機能障害又は高度な排便機能障害があるもの

② 経腸栄養法：

- ・開 始 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ・カテーテル留置部位 _____
- ・最近6か月間の実施状況 (最近6か月間に _____ 日間)
- ・療法の連続性 (持 続 的 ・ 間 歇 的)
- ・熱 量 (1日当たり _____ Kcal)

③ 経口摂取：

- ・摂 取 の 状 態 (普通食、軟食、流動食、低残さ食)
- ・摂 取 量 (普通量、中等量、少量)

4 便の性状：(下痢、軟便、正常)、排便回数(1日 _____ 回)

5 検査所見 (測定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

赤血球数	/mm ³ 、血色素量	g/dl
血清総蛋白濃度	g/dl、血清アルブミン濃度	g/dl
血清総コレステロール濃度	mg/dl、中性脂肪	mg/dl
血清ナトリウム濃度	mEq/l、血清カリウム濃度	mEq/l
血清クロール濃度	mEq/l、血清マグネシウム濃度	mEq/l
血清カルシウム濃度	mEq/l	

注 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。

2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たり熱量は、1週間の平均値によるものとする。

3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。

4 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については、再認定を要する。

5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月の観察期間を経て行うものとする。

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見(13歳以上用)

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

(2)については、いずれか1つの検査による確認が必要である。

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

	検査法	検査日	検査結果
判定結果		年 月 日	陽性、陰性

注1 酵素抗体法(ELISA)、粒子凝集法(PA)、免疫クロマトグラフィー法(IC)等のうち1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

	検査名	検査日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性、陰性
HIV病原検査の結果		年 月 日	陽性、陰性

注2 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法(IFA)等の検査をいう。

注3 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

2 エイズ発症の状況

HIVに感染していて、エイズを発症している者の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠	
-------------	--

注4 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)に規定するものをいう。

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活

不 能 ・ 可 能

3 CD4陽性Tリンパ球数(／ μ l)

検 査 日	検 査 値	平 均 値
年 月 日	(／ μ l)	／ μ l
年 月 日	(／ μ l)	

注5 左欄には、4週間以上間隔をおいて実施した連続する2回の検査値を記載し、右欄には、その平均値を記載すること。

4 検査所見、日常生活活動制限の状況

(1) 検査所見

検査日	年 月 日	年 月 日
白血球数	／ μ l	／ μ l

検査日	年 月 日	年 月 日
Hb量	g/dl	g/dl

検査日	年 月 日	年 月 日
血小板数	／ μ l	／ μ l

検査日	年 月 日	年 月 日
HIV-RNA量	copy/ml	copy/ml

注6 4週間以上の間隔をおいて実施した連続する2回以上の検査結果を記入すること。

検査所見の該当数 [個] …… ①

(2) 日常生活活動制限の状況

以下の日常生活活動制限の有無について該当する方を○で囲むこと。

日常生活活動制限の内容	左欄の状況の有無
1日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある	有・無
健常時に比し10%以上の体重減少がある	有・無
月に7日以上不定の発熱(38℃以上)が2か月以上続く	有・無
1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある	有・無
1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある	有・無
「身体障害認定基準」6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(1)のアの(ア)のjに示す日和見感染症の既往がある	有・無
生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である	有・無
軽作業を超える作業の回避が必要である	有・無
日常生活活動制限の数 [個] …… ②	

注7 「日常生活活動制限の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記載する。

注8 「生鮮食料品の摂取禁止」の他に、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期にわたる密な治療」、「厳密な服薬管理」、「人混みの回避」が同等の制限に該当するものであること。

(3) 検査所見及び日常生活活動制限等の該当数

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不 能 ・ 可 能
CD4陽性Tリンパ球数の平均値(／μl)	／μl
検査所見の該当数(①)	個
日常生活活動制限の該当数(②)	個

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見(13歳未満用)

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

小児のHIV感染は、原則として以下の(1)及び(2)の検査により確認される。

(2)についてはいずれか1つの検査による確認が必要である。ただし、周産期に母親がHIVに感染していたと考えられる検査時に生後18か月未満の小児については、さらに以下の(1)の検査に加えて、(2)のうち「HIV病原検査の結果」又は(3)の検査による確認が必要である。

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

	検査法	検査日	検査結果
判定結果		年 月 日	陽性、陰性

注1 酵素抗体法(ELISA)、粒子凝集法(PA)、免疫クロマトグラフィー法(IC)等のうち1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

	検査名	検査日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性、陰性
HIV病原検査の結果		年 月 日	陽性、陰性

注2 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法(IFA)等の検査をいう。

注3 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

(3) 免疫学的検査所見

検査日	年 月 日
IgG	mg/dl

検査日	年 月 日
全リンパ球数(①)	/ μ l
CD4陽性Tリンパ球数(②)	/ μ l
全リンパ球数に対するCD4陽性Tリンパ球数の割合([②] / [①])	%
CD8陽性Tリンパ球数(③)	/ μ l
CD4/CD8比([②] / [③])	

2 障害の状況

(1) 免疫学的分類

検査日	年 月 日	免疫学的分類
CD4陽性Tリンパ球数	/ μ l	重度低下・中等度低下・正 常
全リンパ球数に対するCD4陽性Tリンパ球数の割合	%	重度低下・中等度低下・正 常

注4 「免疫学的分類」欄では、「身体障害認定基準」6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(2)のイの(イ)による程度を○で囲むこと。

(2) 臨床症状

以下の臨床症状の有無(既往を含む)について該当する方を○で囲むこと。

ア 重度の症状

指標疾患がみられ、エイズと診断される小児の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠

注5 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)に規定するものをいう。

イ 中等度の症状

臨 床 症 状	症状の有無
30日以上続く好中球減少症(<1,000/ μ l)	有・無
30日以上続く貧血(<Hb 8g/dl)	有・無
30日以上続く血小板減少症(<100,000/ μ l)	有・無
1か月以上続く発熱	有・無
反復性又は慢性の下痢	有・無
生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染	有・無
生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎	有・無
生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症	有・無

6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症	有・無
反復性単純ヘルペスウイルス口内炎(1年以内に2回以上)	有・無
2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹	有・無
細菌性の髄膜炎、肺炎または敗血症	有・無
ノカルジア症	有・無
播種性水痘	有・無
肝炎	有・無
心筋症	有・無
平滑筋肉腫	有・無
HIV腎症	有・無
臨床症状の数 [個] …… ①	

注6 「臨床症状の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

ウ 軽度の症状

臨 床 症 状	症状の有無
リンパ節腫脹(2か所以上で0.5cm以上。対称性は1か所とみなす。)	有・無
肝腫大	有・無
脾腫大	有・無
皮膚炎	有・無
耳下腺炎	有・無
反復性又は持続性の上気道感染	有・無
反復性又は持続性の副鼻腔炎	有・無
反復性又は持続性の中耳炎	有・無
臨床症状の数 [個] …… ②	

注7 「臨床症状の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第11条関係）

身体障害者居住地等変更届書

佐賀県知事

様

年 月 日

氏名 (男・女)

生年月日 年 月 日

私は 年 月 日下記のとおり 居住地 を変更しましたからお届けいたします。
氏名

記

1 新居住地

旧居住地

2 新氏名

()

旧氏名

()

3 既交付の身体障害者手帳の記載内容

手帳番号	交付年月日	障 害 名	等 級	児童との 続 柄	備考
県第 号	年 月 日		種 級		

年 月 日身体障害者手帳記載済

町 長

福祉事務所長

印

第 号

年 月 日

佐賀県知事 様

上記のとおり身体障害者居住地等変更届書を受理したので通知する。

町 長

福祉事務所長

印

注 1 児童の場合には、2の欄（ ）内に児童の氏名を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第12号(第12条関係)

身体障害者手帳返還届書

佐賀県知事

様

年 月 日

住 所
氏 名

下記の者、(年 月 日) のため身体障害者手帳を返還いたします。

記

返 還 者 住 所
氏 名

身体障害者手帳 番 号 県 第 号

同上交付年月日 年 月 日

障害名

第 号

年 月 日

佐賀県知事 様

上記のとおり身体障害者手帳が返還されたので通知する。

町 長
福祉事務所長

印

様式第十号を次のように改める。
様式第十二号を次のように改める。
様式第十号 削除

様式第十三号及び様式第十四号を次のように改める。

様式第13号及び様式第14号 別添

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第二十号

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和四十三年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を第二十七条とし、第二十三条から第二十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十二條第一項中「第六條第一項」を「第七條第一項」に改め、同條を第二十三條とする。

第二十一條の見出し及び同條第一項中「進級」を「單位の認定」に改め、同條を第二十二條とする。

第二十条を第二十一条とし、第十五条から第十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第十四條第三号中「第一看護学科」を「看護学科」に、「第五十六條」を「第九十條」に改め、同條を第十五條とする。

第十三條を第十四條とする。

第十二條中「第一看護学科」を「看護学科」に改め、同條を第十三條とする。

第十一条第二号中「第一看護学科」を「看護学科」に改め、同條を第十二條とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八條中「第一看護学科」を「看護学科」に改め、同條を第九條とする。
第七條第一項中第八號を第九號とし、第七號の次に次の一号を加え、同條を第八條とする。

八 條例第七條第三項及び第四項の規定による授業料の減免に関すること。
第六條を第七條とし、第五條の次に次の一條を加える。

（学校評価）

第六條 学院長は、学院の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 学院長は、前項の評価を行うに当たつては、その実情に応じ、適切な項目を設定するものとする。

3 学院長は、第一項の規定による評価の結果を踏まえた学院の学生の保護者その他の学院の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 学院長は、第一項の規定による評価の結果及び第三項の規定により評価を行った場合はその結果を、知事に報告するものとする。

別表第三中「~~看護学科~~」を「~~看護学科~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十四條第三号の改正規定（「第五十六條」を「第九十條」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第二十一号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「在学証明書を、」の下に「臨床研修医及び」を加え、「専門研修を受けている医療機関等の開設者又は管理者の在職証明書」を「臨床研修又は専門研修を受けていることを証する書面」に改める。

第十二条第一項第四号中「専門研修を」を「臨床研修又は専門研修を」に、「専門研修中止等届」を「研修中止等届」に改め、同項第六号中「又は」の下に「臨床研修若しくは」を加える。

様式第一号その三中

「 大学 学科 を 」	「 所属する学年 」
-------------------------	------------------

に、「専門研修」を「臨床研修又は専門研修」に改める。

様式第二号中

「2 専門研修医にあっては、専門研修を受けている医療機関等の開設者又は管理者の在職証明書」を

「2 臨床研修医及び専門研修医にあっては、臨床研修又は専門研修を受けていることを証する書面」に

「(2) 専門研修」を「(2) 臨床研修又は専門研修」及び「専門研修に」を「臨床研修若しくは専門研修に」に改める。

様式第五号中 「専門研修先」を「研修先」に改める。

様式第八号中 「専門研修中止等届」を「研修中止等届」及び「専門研修を」

を「研修を」及び「専門研修先」を「研修先」に改める。

様式第十号中 「専門研修に」を「臨床研修若しくは専門研修に」及び「専門研修先」を「研修先」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十二号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成十二年佐賀県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生省令第一号」の下に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第十二条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

（登録販売者試験の受験の申請）

第十二条 施行規則第二百五十九条の五の規定による申請は、登録販売者試験受験願書（様式第九号）により行うものとする。

（販売従事登録証の返納）

第十三条 施行規則第二百五十九条の十二第四項又は第二百五十九条の十三第二項の規定による販売従事登録証の返納は、販売従事登録証返納書（様式第十号）により行うものとする。

様式第八号の次に次の二様式を加える。

様式第9号（第12条関係）

佐賀県収入証紙ちょう付欄

登録販売者試験受験願書

本 籍（都道府県名）

住 所

連 絡 先

氏 名

生年月日 年 月 日

性 別（男・女）

登録販売者試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

佐賀県知事 様

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号(第13条関係)

販売従事登録証返納書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
返納の理由	
備考	

上記のとおり、販売従事登録証を返納します。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

佐賀県知事 様

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷